

重要給水施設管路耐震化事業

募集要項

令和 6 年 10 月

燕・弥彦総合事務組合

【募集要項】

目 次

第1章 募集要項の位置づけ	1
第2章 本事業の概要	3
2.1 事業の目的	3
2.2 事業名称	3
2.3 事業箇所	3
2.4 事業主体	3
2.5 事業方式	3
2.6 選定方式	3
2.7 対象施設	3
2.8 業務範囲	4
2.9 事業期間	6
2.10 見積上限価格	6
2.11 遵守すべき法制度等	6
2.12 本組合による事業の実施状況のモニタリング	8
第3章 プロポーザル応募の手続等	10
3.1 募集等のスケジュール	10
3.2 応募者の構成	10
3.3 事業スキーム	11
3.4 プロポーザル応募に関する手続き	12
3.5 プロポーザル応募に関する留意事項	13
3.6 参考資料の閲覧等	15
3.7 担当窓口	15
第4章 応募者の備えるべき応募資格要件	16
4.1 応募者の応募資格要件	16
4.2 代表企業に必要な資格要件	16
4.3 管材企業に必要な資格要件	16
4.4 建設企業に必要な資格要件	17
4.5 設計企業に必要な資格要件	18
4.6 地元企業に必要な資格要件	19
4.7 応募者の制限	19
4.8 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	19
第5章 プロポーザル応募時の提出書類	20
5.1 応募資格審査書類	20
5.2 提案書類	21
第6章 事業者の選定方法	22

6.1 応募資格の審査.....	22
6.2 提案書類の確認.....	22
6.3 提案価格.....	22
6.4 選定委員会.....	22
6.5 プレゼンテーションの実施.....	23
6.6 提案内容の審査.....	23
6.7 最優秀提案者等の選定.....	23
6.8 優先交渉権者の決定.....	23
6.9 審査結果の通知及び公表.....	23
第7章 本組合と事業者の責任分担.....	24
7.1 基本的考え方.....	24
7.2 予想されるリスクと責任分担.....	24
第8章 契約に関する事項.....	25
8.1 契約手続き.....	25
8.2 契約の枠組み.....	25
8.3 契約保証金.....	26
第9章 対価の支払い.....	27
9.1 費用の構成.....	27
9.2 費用の調達.....	27
9.3 費用の支払方法.....	27
9.4 物価変動による工事費の変更.....	27
9.5 建設工事で予定している財源内訳.....	27

第1章 募集要項の位置づけ

重要給水施設管路耐震化事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、燕・弥彦総合事務組合（以下「本組合」という。）が「重要給水施設管路耐震化事業募集」（以下「本事業」という。）をDB（Design Build）方式により実施し、公募型プロポーザル方式を用いて募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付するものである。なお、募集要項と実施方針に相違がある場合は、募集要項に規定する内容を優先する。

また、以下の文書は募集要項と一体のものである。

- (1) 要求水準書
- (2) 事業者選定基準
- (3) 提出書類作成要領及び様式集
- (4) 基本協定書（案）
- (5) 設計業務委託契約書（案）
- (6) 建設工事請負契約書（案）

募集要項で用いる用語を以下のとおり定義する。

- ① 「事業者」とは、本事業の受注者をいう。
- ② 「発注者」とは、燕・弥彦総合事務組合 管理者をいう。
- ③ 「応募者」とは、管材企業、建設企業、設計企業、地元企業で構成する企業をいう。
- ④ 「代表企業」とは、応募の主体となる企業をいう。
- ⑤ 「提案書類」とは、提案書及び見積書等をいう。
- ⑥ 「提案書」とは、応募者が見積り時に提出した提案書をいう。
- ⑦ 「管材企業」とは、管材を調達・供給する企業をいう。
- ⑧ 「建設企業」とは、工事を行う企業をいう。
- ⑨ 「設計企業」とは、設計を行う企業をいう。
- ⑩ 「地元企業」とは、工事を行う燕市または弥彦村に本社・本店を置く企業をいう。
- ⑪ 「本事業」とは、重要給水施設管路耐震化事業をいう。
- ⑫ 「年度」とは、4月1日から始まり翌年の3月31日に終了する一年をいう。
- ⑬ 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- ⑭ 「確認」とは、事業者より提出された資料により、要求水準書や提案書等に適合しているかどうかを本組合が確かめることをいう。なお、確認できない場合は、本組合は、資料の修正若しくは、追加資料の提出を求めることができる。
- ⑮ 「承諾」とは、書面で申し出た必要な事項について、本組合が書面により同意することをいう。なお、承諾は事業者の責任による設計及び工事をあくまでも発注者の観点から承諾するものであり、承諾によって事業者の責務が免責又は軽減されるものではない。

また、事業者は本組合の同意なくして、次の工程に進むことができない。

- ⑯ 「指示」とは、行為について指図することをいう。事業者は本組合の指示に従わなければならない。

第2章 本事業の概要

2.1 事業の目的

本事業は、老朽化した配水管を整備することを目的とする。

2.2 事業名称

重要給水施設管路耐震化事業

2.3 事業箇所

燕市 一円

2.4 事業主体

燕・弥彦総合事務組合 管理者

2.5 事業方式

設計・施工一括発注方式 (DB 方式)

2.6 選定方式

本事業は、本対象路線に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、民間事業者の新技术等の活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2.7 対象施設

本事業の対象施設の概要は表 2-1 に示すとおりとする。

表 2-1 対象施設の概要

	吉田ルート		燕ルート	
更新ルート概要図				
口径・延長	口径 mm	延長 m	口径 mm	延長 m
	250	3,070	250	968
	400	1,372	400	0
	総延長	4,442	総延長	968
特殊横断箇所	JR 横断	0 箇所	JR 横断	0 箇所
	国道横断	2 箇所	国道横断	1 箇所
	県道横断	3 箇所	県道横断	0 箇所
	水路横断	7 箇所	水路横断	3 箇所

※数量は基本設計段階における概算値であり、本事業で実施する設計・工事業務において確定する。

※図上に明示している工区は基本設計段階の設定であり、工区設定は事業者提案とする。

※推進工のうち、JR軌道は設計業務及び工事業務を別途工事として発注予定である。

2.8 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計及び工事であり、その概要は表 2-2 のとおりである。

表 2-2 事業者が行う業務範囲の概要

区 分	業 務	備 考
調 査	測量調査	設計施工に必要な部分の測量調査
	地質調査	設計施工に必要な部分の地質調査
	埋設物調査	設計施工に必要な部分の埋設物調査
	試掘調査	設計施工に必要な部分の試掘調査
	上記に伴う各種申請	調査に必要な各種申請書の作成を行う。
設 計	詳細設計業務	調査業務の結果や基本設計業務の成果等を参考に、必要に応じて提案内容を見直し、対象施設の詳細設計を行う。また、設計図書（図面、仕様書、数量計算書、設計書等）の作成を行う。
	設計に伴う各種申請等の補助業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請等に係る発注者の補助を行う。
工 事	工事業務	対象施設の工事及び工事現場管理を行う。
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。
	通水準備業務	新設管への切替えに伴う住民への通知、試験・検査、計画書等作成、立会い等の通水準備を行うとともに、切替えの作業を行う。
	家屋調査業務	建設工事に伴う周辺家屋への影響に関する事前及び事後調査を行う。
	交付金申請書等作成業務	交付金の申請に必要な申請書類及び報告書類等の作成を行う。また、本組合が会計検査を受検する際に、資料作成等の対応を行う。
	設計図書及び工程の変更	施工中に想定していない事象（埋設物、文化財、地下水軟弱地盤、岩盤等）が発生した場合における変更対応を行う。
	出来高精算業務	工事の出来高精算に係る資料の作成を行う。

※業務範囲に含まれていないが、設計時に建設工事に伴う追加調査（埋蔵文化財調査等）の必要性が認められる場合は、協議の上、調査を行うこと。

2.9 事業期間

令和11年3月31日まで

※ただし、既設管の撤去及び舗装復旧工事以外は令和10年3月31日までに完了すること

2.10 見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

金	1,901,000,000円	(消費税及び地方消費税を除く)
工事費	1,717,000,000円	
委託費	184,000,000円	

※JR軌道に関わる工事費及び委託費は含まない

2.11 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

1) 関係法令

- ・ 水道法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン
- ・ 電気事業法
- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気関係報告規則
- ・ 電力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 公衆電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 計量法
- ・ クレーン等安全規則及びクレーン構造規格

- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ 道路法
- ・ 消防法
- ・ 下水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建設業法
- ・ 製造物責任法
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質等障害予防規則
- ・ 燕・弥彦総合事務組合給水条例
- ・ 燕・弥彦総合事務組合環境基本条例
- ・ 燕・弥彦総合事務組合情報公開条例
- ・ 燕・弥彦総合事務組合個人情報保護条例
- ・ その他関係する法令、条例、規則等

2) 基準、仕様等

ア) 共通（全て最新版とする）

- ・ 水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・ 水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・ 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- ・ 水理公式集（土木学会）
- ・ コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・ 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・ 水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）
- ・ 水道工事標準仕様書（日本水道協会）
- ・ 水道用バルブハンドブック（日本水道協会）
- ・ 新潟県土木工事標準仕様書
- ・ 日本工業規格（JIS）
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- ・ 土木製図基準（土木学会）
- ・ 電気設備工事監理指針

- ・ 機械設備工事監理指針
 - ・ 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
 - ・ 新潟県道路占用規則
 - ・ 燕市道路占用規則
 - ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等
- イ) 推進工法（全て最新版とする）
- ・ 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
 - ・ トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
 - ・ 道路橋示方書（日本道路協会）
 - ・ 道路技術基準通達集（国土交通省）
 - ・ 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
 - ・ 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
 - ・ 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
 - ・ 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
 - ・ 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
 - ・ 都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（(財)鉄道総合技術研究所）
 - ・ 近接工事設計施工マニュアル（JR東日本）
 - ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等
- 3) 積算基準
- ・ 水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）
 - ・ 土木工事標準積算基準書（国土交通省）
 - ・ 下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）
 - ・ 推進工法用設計積算要領（日本推進技術協会）
 - ・ 工業用水道工事設計標準歩掛表（日本工業用水協会）
 - ・ その他関係する積算基準等

2.12 本組合による事業の実施状況のモニタリング

ア) モニタリングの目的

本組合は、事業者による設計・施工が要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。

イ) モニタリングの時期

本事業のモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。

また、設計・施工の進捗状況について、本組合に定期的に報告し、確認を受けなければならない。

なお、本組合は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

ウ) モニタリングの方法

モニタリング方法については、本組合が定めた方法に従ってモニタリングを行い、本組合は事業者が提出する資料に基づき評価を行う。

エ) モニタリングの結果

本組合のモニタリングにより、設計・施工の実施状況が業務委託契約書、工事請負契約書及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本組合は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

オ) モニタリングの実施者

本組合はモニタリングの実施を第三者（モニタリング業務受託者）に委託することができる。

第3章 プロポーザル応募の手続等

3.1 募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、表 3-1 のとおりである。

表 3-1 事業者の募集及び選定のスケジュール

実施事項	日 程
実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和6年9月3日（火）
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見等の受付（締切）	令和6年9月17日（火）
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見等への回答公表	令和6年10月1日（火）
プロポーザル公告（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、設計業務委託契約書（案）及び建設工事請負契約書（案）を以下「募集要項等」という。）の公表	令和6年10月18日（金）
募集要項等に関する質問の受付（締切）	令和6年10月31日（木）
募集要項等に関する質問への回答公表	令和6年11月29日（金）
参加表明書等の受付（締切）	令和6年12月17日（火）
参加資格確認結果の通知	令和6年12月24日（火）
提案書類の受付（締切）	令和7年1月24日（金）
プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング	令和7年2月中旬
事業者の選定	令和7年2月中旬
基本協定の締結	令和7年3月上旬
設計業務委託契約の締結	令和7年4月中旬
建設工事請負契約の締結	令和7年4月中旬

3.2 応募者の構成

- 1) 応募者は、設計企業、管材企業、建設企業及び地元企業を含むものを基本とする。
- 2) 設計企業、地元企業はそれぞれ一企業とすることも、複数企業の共同とすることも可能とするが、同一企業が設計企業、地元企業を兼ねることはできない。なお、応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。
- 3) 構成員から協力企業への再委託、下請を可とする。地元企業の育成及び地域経済への貢献の観点から、可能な限り地元企業を活用するように配慮するものとし、地元企業を少なくとも構成員に一企業を配置すること。
- 4) 各企業に必要な資格要件は、5 応募者の備えるべき応募資格による。

3.3 事業スキーム

本事業の事業スキームは、図 3-1 に示すとおりとする。

想定する ケース	応募者				協力企業
	設計	管材	建設	地元	地元
①	○	◎	○	○	任意
②	○	○	◎	○	任意

◎：代表企業 ○：構成企業

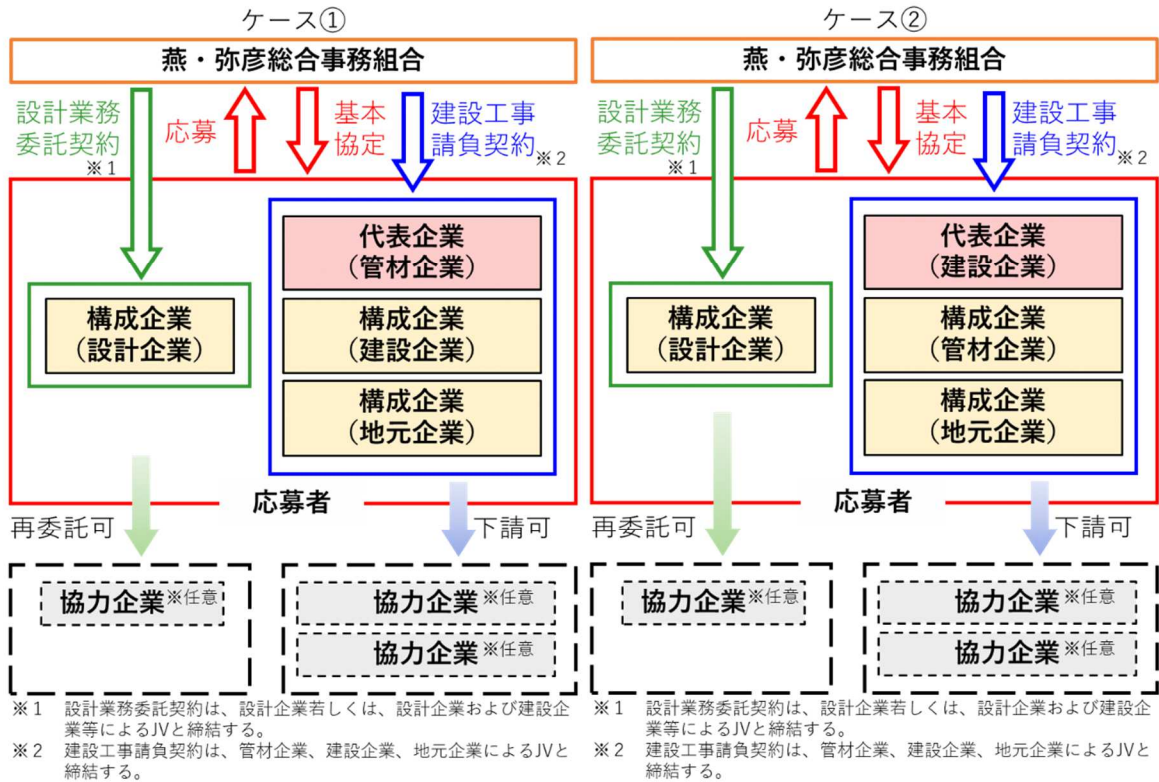


図 3-1 想定事業スキーム

3.4 プロポーザル応募に関する手続き

1) 募集要項等に関する質問の受付・回答

ア) 質問の受付

募集要項等に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間（締切）	令和6年10月31日（木）午後5時
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、令和6年11月5日（火）正午までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	募集要項-様式1「募集要項等に関する質問書」に記入のうえ、添付ファイル（Excel形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【重要給水施設管路耐震化事業の募集要項等に関する質問】とすること。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	3.7に記載の担当窓口

イ) 質問の回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと本組合が認めたものを除き、下記要領にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。

公表日（予定）	令和6年11月29日（金）
ホームページアドレス	https://www.tysogo.jp/suido/jigyousya/02.html

2) 資料の閲覧及び貸出し

基本設計資料等の閲覧及び貸出しを、以下のとおり行う。

閲覧期間及び貸出し期間	募集要項の公表から令和6年11月7日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
申込書の様式	募集要項-様式2「資料閲覧・貸出申込書」に記入のうえ、添付ファイル（Word形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【重要給水施設管路耐震化事業の資料閲覧・貸出申込】とすること。
閲覧場所及び閲覧等の申込先	3.7に記載の担当窓口

3) 応募資格審査書類の受付

応募者は、受付期間内に応募資格審査書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、

代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和6年12月9日（月）～令和6年12月17日（火）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
提出場所	3.7に記載の担当窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	5.1応募資格審査書類の「応募資格審査に関する提出書類」

4) 提案書類の受付

応募者は、受付期間内に提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和7年1月16日（木）～令和7年1月24日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
提出場所	3.7に記載の担当窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	5.2提案書類

5) プロポーザル応募辞退届の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和6年12月24日（火）～令和7年1月24日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
提出場所	3.7に記載の担当窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	5.1応募資格審査書類の「様式Ⅱ-1」

6) プレゼンテーションの実施

本組合は、提案価格の審査を通過した応募者に対し、令和7年2月中旬に提案書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、ヒアリング等を実施する。

詳細については、該当する応募者の代表企業に令和6年12月27日（金）までに別途通知する。

3.5 プロポーザル応募に関する留意事項

1) 募集要項の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみ

なす。

2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本組合が本事業の公表及び本組合が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

ただし、本組合に提出された資料は、本組合情報公開条例に基づき、公開することができる。

5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

7) 提示資料の取扱い

本組合が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

ア) 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類

イ) 事業名及び見積金額のない書類

ウ) 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類

エ) 事業名に誤りのある書類

オ) 見積金額の記載が不明瞭な書類

カ) 見積金額を訂正した書類

キ) 一つの応募について同一の者がした二以上の提案を行った書類

ク) 提案書類の受付期間締切までに本組合担当窓口に到達しなかった書類

ケ) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類

コ) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提

出した書類

9) 応募者が1者のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、「第6章 事業者の選定方法」に示す手順に基づき、応募者の審査を行い、最優秀提案者として選定することの可否を決定する。

10) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3.6 参考資料の閲覧等

下記資料は、資料閲覧等の期間内に燕・弥彦総合事務組合水道局 施設課内において、閲覧及び貸出しをする。貸出し可能な資料は数に限りがあるため、貸出しを希望する者は、事前に連絡すること。

【閲覧資料】

- ・地下埋設物資料
- ・令和5年度 除雪機械貸与・借上機械別路線図

【貸出資料】

- ・燕市管路更新計画見直し及び配水管整備に関する基本設計・発注方式検討業務委託（第03編_配水管更新基本設計）（数量計算書含む）（PDF形式）
- ・基本設計図（PDF形式、DWG形式）
- ・燕市道路占用規則（PDF形式）
- ・新潟県道路占用許可基準（PDF形式）
- ・道路法施工令（PDF形式）
- ・国交省浅層化通達（PDF形式）
- ・社会資本整備総合交付金交付要綱（PDF形式）
- ・設計図参考様式（PDF形式）
- ・数量計算書（土工）参考様式（PDF形式）
- ・設計書参考様式（PDF形式）

3.7 担当窓口

手続きについての本組合の担当窓口を以下のとおり定める。

※令和7年1月より、水道局庁舎移転のため電話番号及び、ファックス番号が変わります。移転後の番号は、燕・弥彦総合事務組合ホームページに掲載します。

【提出先等】

燕・弥彦総合事務組合水道局 施設課 工務係 TEL：0256-64-7400 FAX：0256-66-5156 電子メール：suido_shisetsu@city.tsubame.lg.jp
--

第4章 応募者の備えるべき応募資格要件

応募者の資格要件は次のとおりとする。

4.1 応募者の応募資格要件

- 1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 2) 本事業に係る応募資格審査書類の提出期限の最終日（以下、「応募資格要件確認基準日」という。）から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
- 3) 本事業に係る応募資格要件確認基準日から基本協定締結までの間において、新潟県、本組合から指名停止の措置を受けていないこと。
- 4) 直近1年間に事業税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、若しくはその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 6) 燕市の暴力団排除条例第2条1号に規定する暴力団、同条2号に規定する暴力団員又は同条3号に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。

4.2 代表企業に必要な資格要件

- 1) 代表企業は、管材企業又は建設企業とし、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。
- 2) 代表企業は、統括責任者、監理技術者及び現場代理人を配置すること。
- 3) 統括責任者は、設計から工事に係る事業全体の業務を総合的に調整・管理できること。
- 4) 統括責任者は、本組合との統括的な連絡窓口となるが、現場常駐義務はなく、設計・工事期間における事業進捗に応じて、本組合の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。なお、統括責任者は監理技術者を兼ねることができる。
- 5) 管材企業が代表企業となる場合にあつては、統括責任者は、4.3 3) の要件を満たすものでなければならない。
- 6) 建設企業が代表企業となる場合にあつては、統括責任者は、4.4 3) の要件を満たすものでなければならない。

4.3 管材企業に必要な資格要件

管材企業は次の1) から4) までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 国内で水道用ダクタイル鋳鉄管（直管類）を製造している企業であること。なお、グループ企業に国内で水道用ダクタイル鋳鉄管（直管類）を製造している企業がある場合も可能

とする。

- 2) 本組合の令和5・6年度有資格業者登録名簿（以下、「有資格業者名簿」という。）の「建設工事」において土木一式工事又は管工事に登録されていること。
- 3) 次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本事業現場に専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。
 - ア) 1級土木施工管理技士若しくは1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - *同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。
 - a 1級建設機械施工技士
 - b 建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者
 - c 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」（選択科目を「農業土木」に限る）「森林部門」（選択科目を「森林土木」に限る）「水産部門」（選択科目を「水産土木」に限る）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
 - イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証（土木工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。
- 4) 上記ウ)に掲げる者のほか、本業務を行うにあたって必要な人員及び資機材等を確保することができること。

4.4 建設企業に必要な資格要件

建設企業は次の1)から7)までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 建設業法の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- 2) 有資格業者名簿の「建設工事」において土木一式工事又は管工事に登録されていること。
- 3) 次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本事業現場に専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。
 - ア) 1級土木施工管理技士若しくは1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - *同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。
 - a 1級建設機械施工技士
 - b 建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者
 - c 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」（選択科目を「農業土木」に限る）「森林部門」（選択科目を「森林土木」に限る）「水産部門」（選択科目を「水産土木」に限る）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」、

「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証(土木工事)」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

- 4) 本事業の施工にあたって、上記(ウ)に掲げる者のほか、建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- 5) 募集要項の公表日現在、新潟県内に建設業法第3条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所(本社・本店に限る)を有すること。
- 6) 建設業法施行規則第27条の23に規定する経営事項審査について、応募資格審査書類の受付を行う日から起算して1年7ヶ月以内に受審していること。また、総合評定通知書の総合評定値(P点)が土木一式工事については1,000点以上、管工事については1,000点以上のいずれかを満たす者であること。
- 7) 平成17年度から応募資格要件確認基準日までの間に、地方公共団体が発注する水道事業又は工業用水道事業における口径400mm以上の送水管又は配水管の布設工事の元請としての完成実績があること。

4.5 設計企業に必要な資格要件

設計企業は次の1)から6)までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)第2条の規定に基づく登録(登録部門は「上水道及び工業用水道」に限る)を受けているものであること。
- 2) 有資格業者名簿において測量及び建設コンサルタント等業務の「建設コンサルタント等業務」のうち「上水道及び工業用水道」に登録されていること。
- 3) 次の要件を満たす者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。なお、管理技術者及び照査技術者の兼務は認めない。
 - ア) 管理技術者にあつては、技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「上下水道部門」(選択科目を「上水道及び工業用水道」に限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
 - イ) 照査技術者にあつては、技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「上下水道部門」(選択科目を「上水道及び工業用水道」に限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
 - ウ) 応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。
- 4) 上記3)に掲げる者のほか、本業務を行うにあたって必要な人員及び資機材等を確保することができること。
- 5) 平成17年度から応募資格要件確認基準日までの間に、地方公共団体が発注する水道事業又は工業用水道事業における口径400mm以上の送水管又は配水管の詳細設計の業務完了

実績を有する者であること。

- 6) 新潟県内に本社、支社又は営業所等が所在していること。

4.6 地元企業に必要な資格要件

地元企業は次の1) から3) までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 有資格業者名簿の「建設工事」において土木一式工事又は管工事に登録されていること。
- 2) 国家資格等を有する主任技術者を専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。
- 3) 燕市内または弥彦村に建設業法第3条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所（本社・本店に限る）を有すること。

4.7 応募者の制限

以下のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

- 1) 重要給水施設管路耐震化事業に係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の審査委員と資本面又は人事面において関連がある者。
- 2) 本事業のアドバイザー業務に関わっている者と資本面又は人事面において関連がある者。「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える議決権を有し又はその出資の総額の100分の20を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている者は以下のとおりである。

- ・株式会社 NJS
- ・西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

4.8 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成企業が、応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日までの間、4.1～4.6に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

- 1) 代表企業が資格要件を喪失した場合
代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。
- 2) 構成企業が資格要件を喪失した場合
代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに本組合へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

第5章 プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照のこと。

5.1 応募資格審査書類

	提出書類	様式
応募資格審査に関する提出書類	・ 応募資格審査書類一覧表	様式 I - 1
	・ 参加表明書	様式 I - 2
	・ 資格審査申請書	様式 I - 3
	・ 設計企業の応募資格要件に関する書類	様式 I - 4
	・ 設計業務実績	様式 I - 4 - 1
	・ 配置予定技術者の資格（設計企業）	様式 I - 4 - 2
	・ 建設企業の応募資格要件に関する書類	様式 I - 5
	・ 施工実績	様式 I - 5 - 1
	・ 配置予定技術者の資格（建設企業）	様式 I - 5 - 2
	・ 地元企業の応募資格要件に関する書類	様式 I - 6
	・ 配置予定技術者の資格（地元企業）	様式 I - 6 - 1
	・ 管材を供給する者の応募資格要件に関する書類	様式 I - 7
	・ 配置予定技術者の資格（管材企業）	様式 I - 7 - 1
	・ プロポーザル応募者構成表及び役割分担表	様式 I - 8
	・ 委任状（応募者の各構成企業から代表企業の代表者への委任状）	様式 I - 9
その他	・ プロポーザル応募辞退届	様式 II - 1

5.2 提案書類

	提出書類	様式
提案 内容 審査 に 関 す る 提 出 書 類	・提案書類提出一覧表	様式Ⅲ－1
	・提案書類提出書	様式Ⅲ－2
	・見積書	様式Ⅲ－3
	・見積金額計算書	様式Ⅲ－4
	・設計企業の実績一覧	様式Ⅳ－1
	・建設企業の実績一覧	様式Ⅳ－2
	・管材企業の実績一覧	様式Ⅳ－3
	・配置予定技術者の実績一覧	様式Ⅳ－4
	・業務計画に関する提案	様式Ⅳ－5
	・調査・設計・施工に関する提案	様式Ⅳ－6

第6章 事業者の選定方法

6.1 応募資格の審査

1) 応募資格審査書類の審査

本組合は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

2) 応募資格要件の審査

本組合は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要項「第4章. 応募者の備えるべき応募資格要件」の各項目

3) 応募資格審査結果の通知

本組合は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

6.2 提案書類の確認

本組合は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

6.3 提案価格

1) 提案価格審査

本組合は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、提案価格が「見積上限価格×0.85 (1円未満切り捨て)」を下回る場合は失格とする。

2) 結果の通知

本組合は、提案価格の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

6.4 選定委員会

事業者の選定にあたり、本組合は選定委員会を設置する。選定委員会は、提案内容審査における事業者選定基準や募集要項の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における以降に示す事項を実施する。

6.5 プレゼンテーションの実施

提案価格の審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

6.6 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。詳細については、「事業者選定基準」に示す。

6.7 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち「調査・設計・施工に関する提案」の「施工計画・工期の確実性」が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

6.8 優先交渉権者の決定

本組合は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、募集要項の規定により優先交渉権者のみを決定する。このとき、応募者の技術評価点が50%以上の場合を優先交渉権者とし、50%未満の場合は失格とする。

6.9 審査結果の通知及び公表

本組合は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、本組合ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、応募者の代表企業の名称のみ公表し、構成企業は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に本組合へ説明を求めることができる。

第7章 本組合と事業者の責任分担

7.1 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本組合がそのすべて又は一部を負うこととする。

7.2 予想されるリスクと責任分担

本組合と事業者との責任分担は、設計業務委託契約書（案）及び建設工事請負契約書（案）に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

第8章 契約に関する事項

8.1 契約手続き

1) 契約の条件

優先交渉権者と本組合は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

本事業に係る翌年度以降の水道事業予算において、この契約に係る予算が措置されなかった場合には契約を行わない。この場合、プロポーザル応募に要したすべての費用について本組合に請求することができず、応募者の負担となる。

2) 契約の解除

優先交渉権者が4.8「応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、本組合は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、4.8.0「代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。

構成企業が資格要件を喪失した場合」において、新たに本組合へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を本組合が認めた場合は、この限りではない。

8.2 契約の枠組み

1) 事業契約の概要

事業者は、はじめに、提案書類に示す設計額（提案設計価格）に基づき、一括契約として設計業務委託契約を本組合と締結する。提案書類に示す工事額（提案工事価格）に基づき、一括契約として建設工事請負契約を本組合と締結する。ただし、詳細設計期間中に不可抗力により発生した変更については、変更契約の対象とする。

詳細設計の全部又は一部の完成後、提案書類に示す工事額（提案工事価格）と見積上限価格のうち工事額との率（請負率）を踏まえた実施設計工事額に基づき、建設工事請負契約を本組合と変更契約する。

工事業務を二以上に分割して建設工事請負契約を変更契約する場合は、分割した一連の工事を一工事とした場合の諸経費率により各工事の実施設計工事額を算出し、工事請負契約を変更契約する。変更請負代金額の算定も同様とする。

なお、詳細設計の一部が未完成の時点における一工事の工事費の算出にあたっては、未完成の部分に提案工事価格を代用するものとする。

2) 対象者

契約の対象者は、以下のとおりとする。

基本協定	: 応募者
設計業務委託契約	: 設計企業若しくは、設計企業及び建設企業等による JV
建設工事請負契約	: 管材企業、建設企業、地元企業による JV

3) 締結時期及び契約期間

項目	予定
基本協定の締結	令和7年3月(予定)
設計業務委託契約の締結	令和7年4月(予定)
建設工事請負契約の締結	令和7年4月(予定)
契約工期	契約締結日から令和11年3月 (事業者提案により短縮可能)

※令和7年4月時点の建設工事請負契約は提案価格により締結する。

※設計業務が工区毎に完了した段階で工区毎の工事内容を確定し、工事に着手することができるものとする。設計業務が全部完了した段階で、建設工事請負契約の変更契約を行う。

8.3 契約保証金

設計業務委託契約書及び建設工事請負契約書に基づくものとする。

第9章 対価の支払い

9.1 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項 目		該当する業務	備 考
設計	調査費	調査業務	
	設計費	詳細設計業務	
		各種申請等の補助業務	
工事	工事費	工事業務	
		各種許認可等の申請業務	
		通水準備業務	
		家屋調査業務	
		交付金申請書等作成業務	
		設計図書及び工程の変更	
		出来高精算業務	

9.2 費用の調達

設計・工事等に要する費用は、本組合が調達するものとする。

9.3 費用の支払方法

設計・工事等に要する費用は、各年度の出来高に応じて支払う。

なお、各年度の支払限度額は、業務委託契約書及び工事請負契約書に基づくものとする。

9.4 物価変動による工事費の変更

- 1) 各種契約書に基づき協議するものとする。
- 2) 事業期間内に法令等の制定又は改廃によりスライド額の基準が変更となった場合、本組合と事業者が協議して対応を定めるものとする。

9.5 建設工事で予定している財源内訳

- 1) 財源の構成

建設工事の財源は次のとおりである。

『事業費＝自己資金＋企業債＋交付金』

- 2) 財源の内訳

事業費から自己資金及び交付金を除いた残りは全て企業債とする。